

令和3年1月7日

緊急事態宣言発令時における実務実習に関するお願い

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は関東地区調整機構の事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府による緊急事態宣言が発出された令和2年度Ⅰ期の期間は、実習を一時中断しましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を鑑みますと、首都圏に対して限定的ではありますが、緊急事態宣言が発令されることも想定されています。

そこで、国による緊急事態宣言の発令、あるいは同様に都県の首長による地域ごとの緊急事態宣言の発令された場合には、以下の対応をお願い致します。

1. 国による緊急事態宣言の発令、あるいは都県首長による地域ごとの緊急事態宣言の発令された場合の対応

先般、緊急事態宣言発出時の対応として、原則として実習の中断との方針を示しましたが、今回の緊急事態宣言では小中学校の授業や大学入試は予定通り行う方針など、4月の緊急事態宣言とは性質が異なることを考慮して以下の対応を行うこととする。

緊急事態宣言が発令された区域及びその周辺区域では、地域および実習施設の状況に応じて中断が必要となった場合には遠隔学習に切り替える。ただし、実習施設において実習継続可能との判断がなされた場合は、これまで通りの感染対策を十分に行ったうえで臨地実習を行うことを可能とする。

遠隔実習を行う場合は、可能な限り、リモートシステムを活用し、施設の指導薬剤師および大学教員が参加した状況で、施設内見学、課題の実施とその成果物の発表会等を行い、臨場感を有した遠隔実習を推進する。

なお、緊急事態宣言の発令された場合の対応は、発令された期間とする。

2. 実習施設の状況に応じて実施可能であり実務実習を継続する際の対応について

大学および実習施設で事前に十分な協議を行い、実習施設の状況・方針に準じた実習内容とそれに基づいた評価を行う。

1) 学生の健康管理・感染対策の徹底を注意喚起すること。

- ・体調記録をして自己管理を徹底させる。
- ・感染しても無症状であることが多いので、手洗い・手指消毒・うがいなど最低限の感染対策を頻繁に実行させる。
- ・体調に違和感を感じる際は、必ず指導薬剤師に連絡し指示を仰ぐと共に、大学への連絡をさせる。

2) 大学でも学生の状況を出来るだけリアルタイムに把握すること。

・感染または感染疑いの状況が生じた場合は速やかに調整機構事務局に報告する。

3) 学生は以下のような感染リスクを避けること。

・同居している家族以外の者との会食

但し、家族であっても以下に該当する会食は避けることが望ましい。

a) 1 時間程度を超える飲食

b) アルコール類を伴う飲食

参照： 内閣官房 HP: <https://corona.go.jp/proposal/>

東京都総合防災課 HP: <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1012265.html>

・不特定多数の人々相手のアルバイトやイベントへの参加

・国内外の旅行(実習期間前も含む)

・都県をまたぐ移動は出来るだけ控える(住居と実務実習施設との往復は除く)

・家族・同居人が体調不良を訴える場合も、感染の可能性があることに留意し、実習参加の可否について指導薬剤師に連絡して指示を仰ぐ。

皆様におかれましては、何卒、ご理解いただき、今後も本機構の事業にご協力のほどよろしくお願い致します。

謹白

病院・薬局実務実習関東地区調整機構

委員長 吉 山 友 二